

第3 消防用設備等の設置単位

消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物について特段の規定（令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項等）のない限り、棟（原則として独立した一の建築物又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となったものをいう。）であるが、建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下この第3において同じ。）、地下連絡路（その他これらに類するものを含む。以下この第3において同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを布設するためのものをいう。以下この第3において同じ。）により接続されている場合で、次に適合する場合は、それぞれの建築物を別棟として消防用設備等の設置単位として取り扱うことができるものとする。

1 地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合

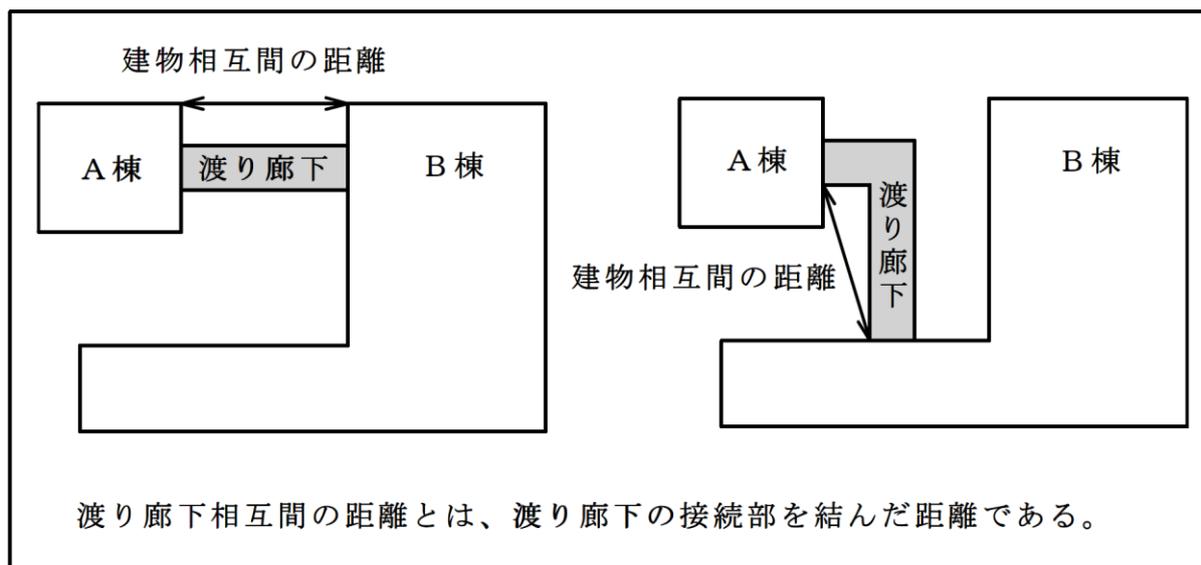
次の(1)から(3)までに適合している場合は、それぞれの建築物を別棟として取り扱うことができるものとする。

- (1) 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態であること。
- (2) 渡り廊下の有効幅員（渡り廊下の内壁間の距離をいう。）は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3 m未満、その他の場合は6 m未満であること。但し、同一階に2以上の渡り廊下がある場合は、合算した値を有効幅員とする。
- (3) 接続される建築物相互間の距離は、次のアによるものとし1階にあっては6 m、2階以上の階にあっては10 mを超えるものであること。ただし、下記のイからエまでに適合する場合は、この限りでない。

ア 建築物相互間の距離は、次によること。（第3-1図参照）

- (ア) 渡り廊下が接続する部分の建築物相互間の距離によること。
- (イ) 渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合の距離は、水平投影距離によること。
- (ウ) 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、それぞれの接続される階における距離によること。
- (エ) 渡り廊下で接続される建築物の階数が異なる場合は、2階以上の階が接続される場合と同等として取り扱うこと。

《建築物相互間の距離》



第3-1図

イ 接続される建築物の外壁及び屋根（上部開放式の渡り廊下の場合、建築物側の出入口の各部分とする。）で、渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分（以下この第3において「接続外周部」という。）については、次の(ア)又は(イ)によること。

(ア) 防火構造で造られていること。

(イ) 前(ア)以外のものについては、防火構造の塀その他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。

ウ 接続外周部には開口部を有しないこと。ただし、接続外周部に設けられた開口部が次の(ア)及び(イ)に適合する場合は、この限りでない。

(ア) 開口部には防火設備が設けられていること。

(イ) 開口部の面積の合計は4㎡以内であること。この場合において、開口部の面積は次によること。

a 開口部の面積の合計は、渡り廊下で接続されたそれぞれの建築物ごとに算定すること。

b 複数の渡り廊下がある場合は、渡り廊下ごとに判断すること。ただし、複数の渡り廊下の接続外周部が重なる場合は、重なる接続外周部を一の接続外周部として判断すること。

c 接続外周部をまたいで開口部がある場合は、接続外周部の範囲内の部分を開口部の面積とすること。

(第3-2図参照)

第2章第1節 第3 消防用設備等の設置単位

エ 渡り廊下については次の(ア)又は(イ)によること。

(ア) 吹き抜け等の開放式であること。

(イ) 前(ア)以外のものについては次の a から c までに適合するものであること。

a 建基令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。

b 建築物の両端の接続部に設けられた出入口の部分の面積はいずれも4㎡以下であり、当該部分には防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものを設けられていること。

c 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつてはこの限りでない。

(a) 自然排煙用開口部については、その面積の合計が1㎡以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の3分の1以上の幅で長さ1m以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に天井面から1.5m以内の位置に渡り廊下の3分の1以上の長さで高さ1m以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。

(b) 機械排煙設備にあつては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものにあつては非常電源が附置されていること。

2 地下連絡路で接続されている場合

地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。以下同じ。）で接続されている場合で、次の(1)から(8)までに適合する場合は、それぞれの建築物を別棟として取り扱うことができるものとする。

(1) 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分をいう。）の主要構造部は、耐火構造であること。

(2) 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態であること。

(3) 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。

(4) 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は6m以上であり、その幅員は6m未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー

第2章第1節 第3 消防用設備等の設置単位

一設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。

- (5) 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- (6) 前(5)の出入口の開口部の面積は4㎡以下であること。
- (7) 前(5)の出入口には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。
- (8) 地下連絡路には、前1、(3)、エ、(イ)、c、(b)により排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。

3 洞道で接続されている場合

次の(1)から(5)までに適合する場合は、それぞれの建築物を別棟として取り扱うことができるものとする。

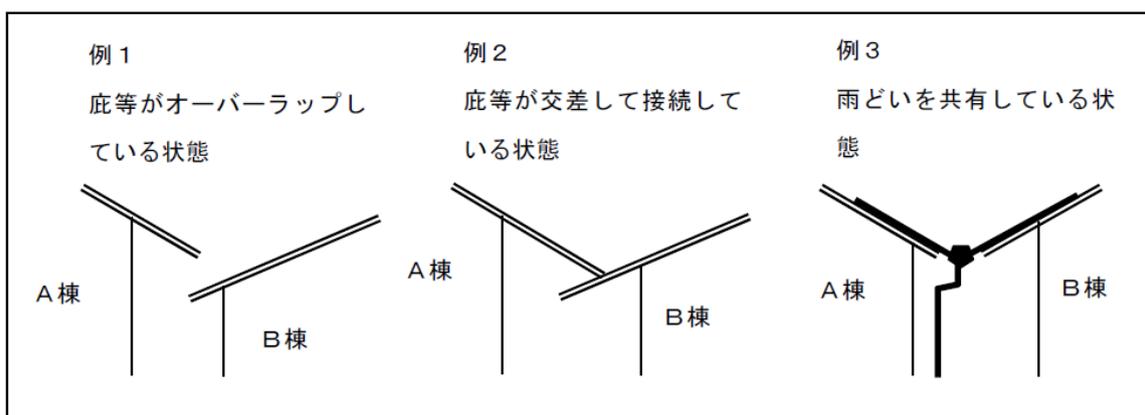
- (1) 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので2㎡以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- (2) 洞道は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。
- (3) 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20mを超える場合にあっては、この限りでない。
- (4) 前(1)の点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火設備（開口部の面積が2㎡以上のものにあっては、自動閉鎖装置付のものに限る。）が設けられていること。
- (5) 前(1)の換気のための開口部が常時開放状態にあるものにあっては、防火ダンパーが設けられていること。

4 庇又は屋根で接続されている場合

庇又は屋根（以下この第3において「庇等」という。）が構造的に接続されている場合は、当該部分を渡り廊下として取り扱うこと。この場合において、庇等が次に適合する場合は、接続されていないものとする。（第3-3図参照）

- (1) 建築物と建築物が固定的な構造でない雨どいを共用する場合
- (2) 建築物と建築物の庇等が交差している場合

《庇又は屋根で接続されている場合で消防用設備等を別棟規制できる例》



例4

屋根若しくは庇が交差している状態（下図に示す離隔距離を指導すること。）



第3-3図

5 地下通路と隣接建築物との接続方法

建築物と建築物が地下コンコース、公共用地下道（地下街の地下道を除く。）を介して接続しているもので、次の(1)から(3)までに適合する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

- (1) 接続する部分の一の開口部の面積は、おおむね20㎡以下であること。ただし、当該開口部の直近が、外気に有効に開放されている場合にあってはこの限りでない。
- (2) 前(1)の開口部には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの、又は、煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖するものが設けられていること。
- (3) 前(2)の防火戸が防火シャッターである場合は、直次に建基令第112条第14項第2号に定める防火戸が設けられていること。ただし、当該シャッターが2段降下方式等避難上支障がない場合は、この限りでない。

6 消防用設備等の取扱い

- (1) 別棟とみなされた場合、各棟ごとの消防用設備等の設置に関する防火対象物の項の判定（以下「項判定」という。）及び床面積の取扱いは、それぞれ次によること。

ア 項判定は、原則として、各棟の用途に応じて行うこと。

第2章第1節 第3 消防用設備等の設置単位

イ 各棟の床面積は、当該床面積に応じて渡り廊下等の部分の床面積を按分したものをそれぞれ加算したものとすること。

(2) 消防用設備等の設置については、渡り廊下等の部分を含め設置すること。

第2章第1節 第3 消防用設備等の設置単位